

平成24年度申込手続き

平成24年度の申込み手続き・補助事業者の決定については、次の要領で行います。

1 事業計画書の提出

(1) 提出書類

① チェックシート（1部）

② 事業計画書等（各2部）

- 様式第1号
- 事業計画書（別紙1）
- 経営状況表（別紙2・法人の場合）
- 資産に関する調書（別紙3・個人の場合）
- 直前3期分の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
- 定款その他の基本約款及び登記事項証明書（法人の場合）
- 住民票の写し（個人の場合）
- 県税（法人事業税、法人県民税）の納税証明書（法人の場合）
- 県税（住民税、個人事業税）の納税証明書（個人の場合）
- その他（所定様式の外、企業パンフレット、見積書・函面・仕様書・ポンチ絵等参考書類を添付）

※ 計画書は、ホッチキス止めせずに、クリップ等でお願ひします。また、提出書類、資料は、パンフレット等やむを得ない場合を除き、A4版に統一してください。

※ 計画書は、片面コピーで提出してください。

※ 計画書は、ページ番号を付与してください。

※ 提出書類の他、必要に応じて追加資料及び説明を求めることがあります。

※ 提出書類は返却しません。

※ 書類が不備な場合は計画書を受理しないこともありますのでご注意ください。

(2) 受付期間

平成24年4月2日（月）～平成24年6月1日（金）

※ 書類要件等のチェックを行いますので、できるだけ早い時期に提出してください。

(3) 提出先

福島県 生活環境部 産業廃棄物課

〒960-8043 福島市中町8番2号

TEL 024-521-7264 FAX 024-521-7984

※ 郵送又は持参にて提出してください。

2 ヒアリング・現地調査の実施（随時）

事業計画書の提出後、必要に応じ、詳細についてのヒアリング・現地調査を実施する予定です。（日時、場所等については別途連絡します。）

3 選定委員会の実施および補助事業者の内定（6月下旬～7月上旬）

審査結果については、後日、申請者あて通知します。その結果、採択となった方は補助金の交付申請手続きを行っていただきます。

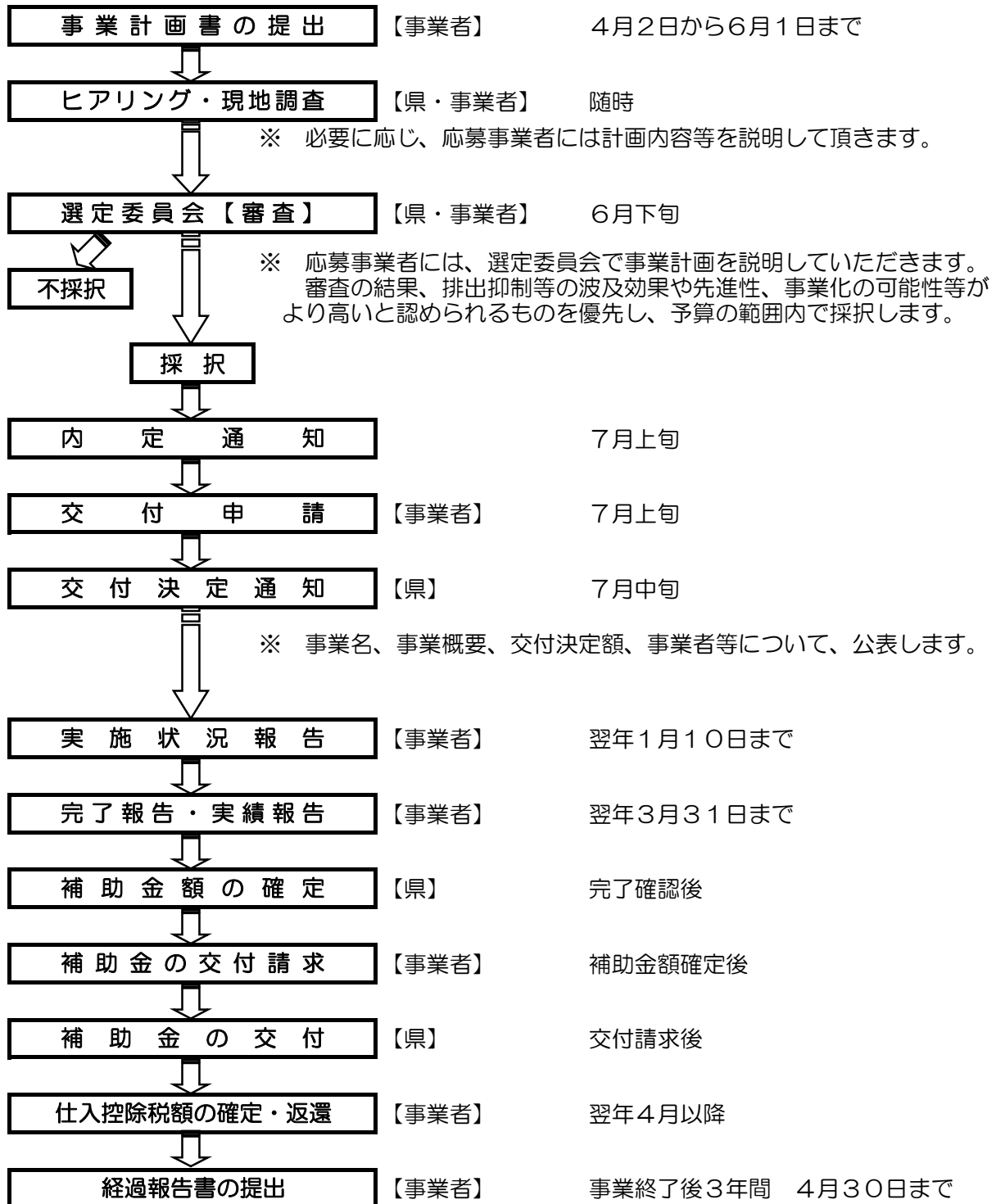
4 補助金の交付決定（7月中旬）

交付決定後、事業に着手していただきます。（交付決定前に購入された物件は補助対象外となります。）

5 公表

補助金の交付が決定した場合は、ホームページにおいて、企業名、事業（施設）概要等を公表いたします。

補助事業の流れ（平成24年度）



※ 事業の着手は、交付決定後となりますので、事業期間は7月中旬～翌年3月【約8ヶ月半】となります。